

たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」(以下「キャラクター」)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、別に定める使用マニュアルにおいて規定されたものをいう。

(使用承認の手続き)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」)は、使用申請書(第1号様式)をいわき商工会議所青年部会長(以下「青年部会長」)に提出し、その承認を得なければならない。

(使用承認)

第4条 キャラクターは、平のまちのイメージアップ、地域活性化等のために使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) まちのイメージアップ、地域活性化の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 法令および公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがあるとき。
- (5) 利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青年部会長が不相当と認めるとき。

2 青年部会長は、キャラクターの使用を承認するときは、使用承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。なお、青年部会長は使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 青年部会長は、キャラクターの使用を承認しない時は、使用不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」)は、キャラクターの使用に際して次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用物件の完成見本を速やかに青年部会長に提出すること。ただし、

完成見本の提出が困難なものについては、その形状が分かる写真の提出をもって代えることができるものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、原則として無料とする。

(申請内容の変更)

第7条 使用者は、申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ使用変更承認申請書(第4号様式)を青年部会長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、使用期間の延長はできないものとする。

(使用承認の取り消し)

第8条 青年部会長は、使用者がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、承認を取り消すことができる。

2 青年部会長は、キャラクターの使用承認を取り消すときは、使用承認取消書(第5号様式)により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用物件を使用してはならない。

4 青年部会長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切賠償する責任を負わない。

(補 足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青年部会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

いわき商工会議所青年部
たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」使用承認申請書

いわき商工会議所青年部会長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり、たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」を使用したいので、申請します。

なお、使用条件に違反した場合、又は青年部会長が必要と認めた場合は、使用条件の変更、承認の取り消しを受けても異議ありません。

取り消された場合において、損害を受けても異議を申し立てず、その費用は申請者が負担します。

使用目的	
使用方法	※使用書、図面等を添付すること。
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
連絡先	担当者名： 電話番号：

令和 年 月 日

いわき商工会議所青年部
たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」使用変更承認申請書

いわき商工会議所青年部会長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり、たいらのまちのイメージキャラクター「たいらもん」の使用を変更したいので、申請します。

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
使用承認番号	い商青承認第 号	

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。